

令和3年度 イクメン・カジダン養成講座開催業務 実施要項〈募集要項〉

1 趣旨

男女共同参画社会の実現に向け、男性における家庭生活(育児・家事等)への参画を促進し、社会全体で女性活躍を推進していく機運の醸成を図ることを目的に、「イクメン・カジダン養成講座」を実施する。

本業務は、柔軟で新しい発想、企画を取り入れるため、公募型プロポーザル方式により、専門的なノウハウ等を有する事業者から広く企画案を募集し、審査により採択された企画について、市が業務の実施を委託する。

2 応募資格

- (1) 啓発イベント等の企画・運営に関する実績やノウハウを有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) その他、法令に違反する重大な事実がないこと。

3 実施の流れ

① 応募	事業者は、市に所定の申請書類を提出する。
② 選考	市は、プレゼンテーションによる審査を行い、採否を事業者に通知する。
③ 委託	市は、企画が採択された事業者に業務の実施を委託(契約締結)する。
④ 実施	事業者は、事業計画に基づき、主体的かつ効果的に業務を実施する。
⑤ 報告	事業者は、業務完了後、市へ報告書類を提出する。
⑥ 支払	市は、報告書類の内容を検査確認後、事業者へ委託料を支払う。

4 講座の内容

- (1) テーマ 以下の3種類(A～C)を必須とし、適宜、新たなテーマを追加できるものとする。
各テーマについては、必ずしも全て連動させる必要はなく、1回ごとの単独イベントとして取り扱うこととして差し支えない。
- (2) 対象者 市内に在住・在勤している夫婦やカップル(※男性のみ、親子参加なども可。)
- (3) その他 ① 集合型イベントは行わず、全てオンライン形式で実施すること。
② イベント終了後は、ウェブ上(YouTube等)で公開するためのダイジェスト版動画を作成・納品すること。

テーマ	開催イメージ(案)
A 講演会・セミナー	[内容] 育児や家事に対する意識啓発など [参加] 延べ50人以上
B 実習(料理)	[内容] 初心者でも簡単に作れる入門用レシピを使った調理など [参加] 延べ30人以上
C 実習(料理以外)	[内容] 洗濯物のたたみ方と収納術、アイロンのかけ方など [参加] 延べ30人以上

5 実施期間

契約締結日から令和4年1月31日(月)まで

6 委託料(上限額)

1,200,000 円 (※消費税及び地方消費税を含む。)

7 応募方法

- (1) 応募期限 令和3年6月23日(水) 17:15 まで 必着
- (2) 提出書類
- | | | |
|--|---|---------------|
| ①参加申込書(様式第1号)
②企画提案書(様式第2号)
③業務工程表(任意様式)
④予算見積書(任意様式) | } | 各1部(A4版、片面印刷) |
|--|---|---------------|
- (※所定の様式は、宇部市ウェブサイト(募集情報)、宇部市女性活躍応援ポータルサイト(イクメン・カジダン)からダウンロード可能。)
- (3) 提出方法 郵送・持参・メールのいずれか
- (※持参の場合、受付時間は平日の 8:30~17:15 とする。メールの場合は、送信後に電話で到達確認を行うこと。)

8 プレゼンテーション審査会の実施

- (1) 日時 令和3年6月28日(月) 14:00~17:00(予定)
- (2) 手法 シスコ(Cisco Webex)によるオンライン形式
- (※別途、市からログイン方法等を通知する。複数場所からの同時参加も可。)
- (3) 審査基準 以下のとおり
- (4) 所要時間 1者につき、30分 (①プレゼン 15分 ②質疑応答 15分)
- (5) その他 総得点が1位であっても、業務の趣旨に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、第1受託候補者に選定しないことがある。

【審査基準】

A 必要性	男性を取り巻く社会環境に照らして、必要性が高いと認められるか。
B 実現性	企画の意図や内容がよく構想されており、実現できる可能性が高いと認められるか。
C 発展性	事業の継続・発展や、持続的効果・波及効果が期待できるか。
D 合理性	事業内容と費用(委託料用途)のバランスが適正であるか。
E 先進性	新しい発想が含まれ、男性における家庭生活への参画を、直接又は間接的に推進するものであるか。

9 受託候補者との協議

第1受託候補者は、市と開催内容について協議を行うものとする。

この場合に、市は必要に応じて第1受託候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとする。

ただし、第1受託候補者と協議が整わない場合は、第2受託候補者と協議を行うものとする。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を受託候補者として選定し、上記協議を行う。

10 参考動画

令和2年度 (オンライン実施分)	R2.10.9～10「子育てと仕事の両立学級」〈ダイジェスト版〉 https://www.youtube.com/watch?v=J_ZHa_kzjug
	「R2.11.21「オンラインクッキングシェア会」〈ダイジェスト版〉」 https://www.youtube.com/watch?v=1egZiRJ0tWg
	「R2.12.13「夫婦の時短家事講座」〈ダイジェスト版〉」 https://www.youtube.com/watch?v=uA2-4VsgBaY

11 その他の留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 応募に際して、市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 提出書類については、委託予定者の選定のために使用するものとし、公表しないが、情報公開請求があった場合、宇部市情報公開条例に基づき公開することがある。

12 応募・問合せ先

宇部市 市民環境部 人権・男女共同参画推進課（担当：林・上野）

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号(宇部市役所2階)

TEL 0836-34-8308 FAX 0836-22-6016

メール gender-equal@city.ube.yamaguchi.jp

(※FAX・メールの場合は、送信後に電話で到達確認を行うこと。)